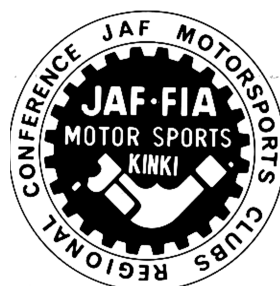


J A F 公認スピード競技会 主催クラブの皆様へ

J A F 公認スピード競技保険案内

ご加入のおすすめ

2018年度版



■ 取扱代理店

株式会社 J A F サービス関西営業所

■ 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

スピード競技保険とは

本保険は、JMRC近畿加入の主催クラブが、スピード競技会を開催中に起因する様々なリスクを次の3種類の保険をセットすることによって、主催者のリスクを総合的に補償するもので、JAF公認のスピード競技会（日本国内）であれば全ての主催クラブがご利用できます。（㊟ドライバーの傷害は対象外となります。）

1. 補償される内容

- (1) 主催者が、スピード競技会運営上の過失に起因する事故により、法律上の損害賠償を請求された場合に、賠償金を補償します。
- (2) スピード競技会開催中（競技会準備から撤収まで）に、競技役員（届出オフィシャル傷害保険加入者）の方が、偶然の事故により死亡され（または後遺障害を負われ）た場合に死亡（または後遺障害）保険金をお支払いします。
※準備期間中の宿泊ホテル敷地内、ホテル内および室内もカバーされます。
- (3) スピード競技会中（競技会当日のゲートオープンからクローズまで）に、観客が偶然の事故により死亡され（または後遺障害を負われ）た場合や入院された場合に死亡（または後遺障害）保険金や入院保険金をお支払いします。

■ドライバーの方の傷害は、この保険ではカバーできません。

2. 補償金額および保険料

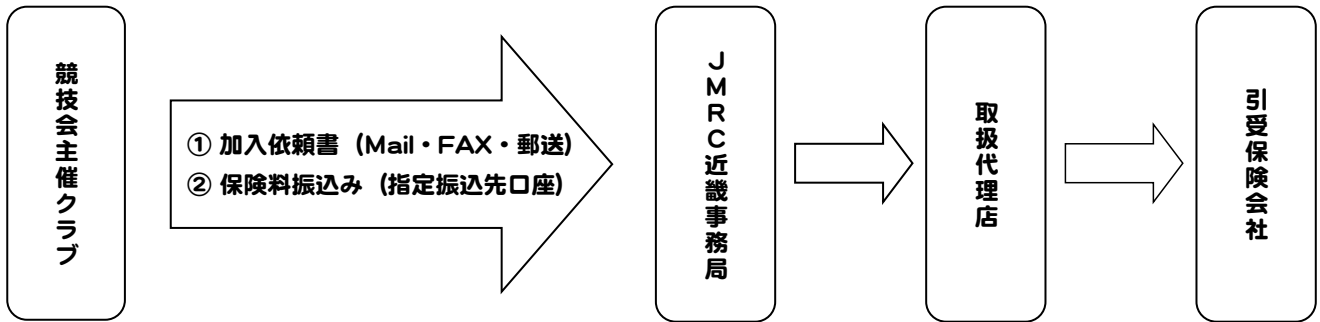
	補 償 金 額		保 険 料	
	(1) 主催者賠償責任保険	対人（1名）	3億9500万円	3,000円
対人（1事故）		5億円		
対物（1事故）		3億円		
(2) オフィシャル傷害保険	死亡・後遺障害	300万円	1名	390円
(3) 観客傷害保険	死亡・後遺障害	513万円		500円
	入院（日額）	1,500円		
(50名まで500円 / 以降1名ごとに10円加算)				

※(1)～(3)まで3種類のセットでの引受けとなります。

3. 補償内容の説明

担保条件		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
主催者賠償責任保険 (施設賠償責任保険)		主催者が業務運営上の過失に起因する事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします ⑳ 賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします	<ul style="list-style-type: none"> ・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ・受託物（参加者からの預かり品等）を管理中に紛失・盗難にあった場合の賠償責任 ・借用施設に対する賠償責任 ・自動車の運行に起因する賠償責任（自動車保険で補償）
オフィシャル傷害保険	死亡保険金	偶然の事故によるケガを直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額の全額をお支払いします	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
	後遺障害保険金	偶然の事故によるケガを直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて保険金額の3%～100%をお支払いします ⑳ 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、死亡・後遺障害保険金額をもって支払いの限度とします	
観客傷害保険	死亡保険金	偶然の事故によるケガを直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額の全額をお支払いします	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車または原動機付自転車の無資格、飲酒運転 ・むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	偶然の事故によるケガを直接の原因として、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて保険金額の3%～100%をお支払いします ⑳ 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、死亡・後遺障害保険金額をもって支払いの限度とします	
	入院保険金	偶然の事故によるケガを直接の原因として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、且つ事故発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院日数（実日数）に対し、事故日からその日を含めて180日を限度として1日につき入院保険金日額をお支払いします	
	手術保険金	入院保険金を支払われる場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合	入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍・20倍または40倍）を乗じた金額をお支払いします。但し、1事故につき1回の手術に限ります	
				など

4. 申込方法（次頁5. 申込要項は必ずお読みください）



- ① 競技保険加入依頼書（オフィシャル保険加入者名簿）の「JAF公認日」「公認No.確認者」以外の全項目を記入し、E-Mail・FAX または郵送にて申込みを行なってください。（※JAF登録印は不要です）
- ② 可能な限りE-Mailでの送付をお願いします。その場合、PDFファイルに変換せずExcelデータのまま送付願います。
- ③ 1. 振込保険料内訳欄に記入し、その金額と同額を指定振込先口座へ振込んでください。
2. 当保険は指定振込先口座への振込方式のみとし、現金による取扱いは行なっておりませんので、必ず下記振込先口座へご入金ください。（振込手数料は、振込人の負担となりますのでご了承ください。）
また、振込方式の保険ですので領収書は発行いたしません。

【 申 込 先 】 JMRC近畿事務局

【依頼書送付先】 JMRC近畿事務局

■E-Mailの場合

（送信先アドレス）insurance@jmrc-kinki.net

■FAXの場合

（送信先番号）072-645-1666

■郵送の場合

（送付先住所）〒567-0034

大阪府茨木市中穂積2-1-5 JAF関西本内 JMRC近畿事務局宛

【保険料振込先】 ■郵便局・郵便口座よりお振込みの場合

（記 号）14100

（番 号）48131781（※番号に注意！）

（口座名義）JMRC近畿会計

■銀行等よりお振込みの場合

（銀行名） ゆうちょ銀行

（支店名） 四一八（ヨンイチハチ）

（口座番号）貯蓄預金 4813178（※番号に注意！）

（口座名義）ジェイエムアールシーキンキカイケイ

**【お願い】 JAF登録印が不要になったため、加入依頼書は可能な限りE-Mailでの送付をお願いします。
その場合、PDFファイルに変換せずExcelデータのまま送付してください。**

5. 申込要項

通知ルール厳守のお願い

「JAF公認スピード競技保険」の適切な運用は、被保険者等の正確な通知を前提にしています。通知ルールが厳守されない場合、「JAF公認スピード行事競技保険」は契約解除となり使用できなくなってしまいます。今後も主催クラブの皆様方には競技会を安心して開催していただくためにも通知ルール厳守をお願いします。

【通知ルール】

各主催クラブは、指定の加入依頼書に必要事項を記入の上、JMRC近畿事務局へ「**競技会開催日2日前（金曜日）の17時**」までに保険料の入金と加入依頼書をE-Mail・FAXまたは郵送にて提出してください。

《被保険者情報について》

- ① オフィシャル名簿は、「JAF公認スピード競技保険加入依頼書」に統一する。
※必ず指定の依頼書を使用してください。
- ② JAF公認スピード競技保険加入依頼書は、必ず正確に「**JAF公認日**」「**公認No.確認者**」以外の全項目を記入してください。特に下記の2項目については正確をお願いします。
 - (a) 「**JAF公認No.**」（JAF公認競技会であることの証明）
 - (b) 「**振込保険料内訳**」（振込金額との照合）は、間違いのないように記入してください。
※「JAF登録印」は不要です。
- ③ オフィシャル傷害保険加入者名簿は、必ず**フルネーム**を記入し、**性別・年齢**も記入してください。
※名字のみ記入の場合は、正確な通知に該当しないため。

通知ルールの赤字部分が徹底されていない場合は、
保険を引き受けていただけませんので細心の注意をしてください！

※ 依頼書に不備がある場合は、担当者様へご連絡させていただき不備修正後に再提出になりますので注意してください。

6. 事故が発生した場合

■ 直ちに次の事項を代理店または保険会社に連絡してください。

① 事故の発生日時・場所（競技会場名）

② 受傷者の住所・氏名・連絡先

③ 事故の状況・原因

④ 事故日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金のお支払いがされないことがありますので十分ご注意ください。

■ 損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、主催クラブがその全部または一部を承認される場合は、必ず事前に保険会社に連絡してください。もし、保険会社の承認なしに示談されますと保険金が削減される場合がありますので十分ご注意ください。

■ 事故解決のために代理店および保険会社が行う手続きおよび援助について

事故が発生した場合、代理店および保険会社は、主催クラブと損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関する相談の受付など事故解決のためのお手伝いをさせていただきます。但し、代理店および保険会社は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉は引き受けていただけませんのでご了承ください。

7. お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社 J A F サービス関西営業所

〒567-0034 大阪府茨木市中穂積2-1-5 J A F 関西本部内

TEL：072-645-5700

FAX：072-645-5701

（受付時間）9時～17時（土・日・祝および12月30日～1月3日を除く）

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 大阪自動車営業第二部

〒540-8505 大阪府大阪市中央区城見 2-2-53 大阪東京海上日動ビル

TEL：06-6910-5122

FAX：06-6910-5322

（受付時間）9時～17時（土・日・祝および12月31日～1月3日を除く）